公益社団法人日本アクチュアリー会

理事会の決議があったものとみなされた事項及び理事会への報告を要しないものとされた事項 に関する報告

- 1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - 第1号議案 研究会員としての入会に関する件
- 2. 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

報告事項1 退会届の受付状況の報告

- 3. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 庄子 浩
- 4. 理事会への報告を要しないものとされた日 2020 年 9 月 8 日
- 5. 理事会の決議があったものとみなされた日 2020 年 9 月 15 日
- 6. 議事録の作成に係る職務を行った理事 庄子 浩

理事総数 24 名

監事総数3名

2020年9月8日、理事 庄子 浩が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記1.の内容を提案した結果、当該提案につき2020年9月15日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示を、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第96条(定款第33条第2項)に基づき、当該提案(第1号議案)を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

同日、理事 庄子 浩が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項について上記 2. の内容を通知した結果、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第98条(定款第33条第3項)に基づき、当該報告(報告事項1)は理事会に報告を要しないものとされた。

以上